

相談先・問い合わせ先

- 大仙市基幹相談支援センター かのん

(地域生活支援拠点等コーディネーター連絡先)

TEL : 0187-65-2003

平日 8:30 ~ 17:30

※地域サポートセンター川音の中にあります

《夜間・休日の連絡先》

携帯 : 080-8208-3984

- 大仙市役所社会福祉課障がい者支援班

TEL : 0187-63-1111

平日 8:30 ~ 17:15

～大仙市地域生活支援拠点等事業のご案内～

【緊急時対応に関する抜粋版】

大仙市地域自立支援協議会
地域生活支援拠点等推進委員会

緊急時対応について

緊急時ってどんな時？



- ・介護する方が入院のために本人の介護を行えなくなった
- ・介護する方が通夜や葬儀に出席しなくてはなくなった
- ・介護する方が出産や子の看護により一時的に介護できなくなった
- ・障がいのある方本人の体調の変化により自宅の生活が難しくなった
- ・障がいのある方本人への虐待の恐れがある
- ・その他、大仙市が必要と認めた場合

大仙市地域防災計画に飛びます

※災害時は「大仙市地域防災計画」に基づいた対応をします。
 (大仙市地域防災計画は右のQRコードからご確認ください。)



福祉サービスによる緊急時対応

短期入所の利用

ヘルパーの利用



障がいのある方が暮らしたい地域で暮らし続けていくための支援を行ないます

緊急時対応の流れ

緊急事態の発生！



※赤枠は利用者または家族が行なうもの

障がい福祉サービス利用ありの方
(担当の相談支援専門員がいる方)

障がい福祉サービス利用なしの方

担当の相談支援専門員に連絡

【相談支援専門員】
短期入所やヘルパーなど
障がい福祉サービス利用の調整

利用できる

利用できない

拠点等コーディネーターと連携し、障がい福祉サービス利用の再調整
※拠点等事業所として登録されている事業所に優先的に協力依頼

障がい福祉サービスの利用



サービス利用後は関係者で振り返りの担当者会議を実施

拠点等コーディネーターに連絡

【拠点等コーディネーター】
短期入所やヘルパーなど
障がい福祉サービスの利用調整
※拠点等事業所として登録されている事業所に優先的に協力依頼

受け入れ事業所の決定
※大仙市社会福祉課へ障がい福祉サービスを利用する旨を連絡

・障がい福祉サービス、障がい支援区分の申請
・相談支援事業所の選定
※緊急度によっては利用開始後でも可

障がい福祉サービスの利用

【地域生活支援拠点等コーディネーター連絡先】
 大仙市基幹相談支援センターかのん（地域サポートセンター川音の中にあります）
 TEL：0187-65-2003
 電話：080-8208-3984（夜間・休日の連絡先）